

モデル契約書 ver2.0 改訂のポイント

1. 新素材編の改訂のポイント

(1) 秘密保持契約（NDA）

本契約書で改定すべきとされた主なポイントは、以下の通り：

論点		改定における対応方針
1	今回の想定シーンでは素材を開示するか	<ul style="list-style-type: none"> 素材それ自体は開示しない旨を追記した。PoC でも素材は開示せず、共同研究開発ではじめて素材を開示する想定であると設定。
2	秘密保持契約締結前に開示した情報の扱い	<ul style="list-style-type: none"> オプション1にて「本契約締結の前後を問わず」の記載を削除したうえで、<u>NDA 締結前に秘密情報を開示してしまった場合の対処法に関するコラムを追記した。</u>
3	NDA 段階で素材を開示した際の留意点	<ul style="list-style-type: none"> 新素材αを開示した場合に秘密情報として保護されるために、秘密情報の例示として「素材」を記載していることを解説に追記した。 素材を提供する際には、<u>素材移転契約書を締結するか、秘密保持契約にその内容を追記すべきである旨を解説に追記した。</u>
4	書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律への対応	<ul style="list-style-type: none"> 「文書」を「書面」に変更したうえで、「書面等」を「書面または電磁的記録」として定義した。
5	特許出願になじまない情報の取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> コンタミを避けるためにある時点で秘密情報を自社が保有していた事実を立証する手段として、<u>公証制度を解説にて紹介。</u>
6	次の契約移行に向けた「最大限努力」の内容	<ul style="list-style-type: none"> 解説にて、「当事者に PoC 契約または共同研究開発契約締結の努力義務を課している。なお、<u>本条では「最大限」努力すると定めているが、これは、合理的に取り得る手段を最大限講じるという意味であり、当然のことながら、自社の利益に反する対応までを求めるものではない。</u>」と追記。
7	電子契約の締結の追記	<ul style="list-style-type: none"> 電子契約の際の締結方法を、後文にて但し書きで追記。

(2) 技術検証（PoC）契約

本契約書で改定すべきとされた主なポイントは、以下の通り：

論点		改定における対応方針
1	素材を開示する場合、素材移転契約を締結する必要	<ul style="list-style-type: none"> 本契約では、<u>PoC の段階では素材それ自体は開示しない旨を追記。</u> 「素材を提供する際の留意点」に関するコラムを追記。

2	次の契約移行に向けた「最大限努力」の内容	<ul style="list-style-type: none"> 解説にて、「PoCは、共同研究開発契約移行のための実証段階という性質を有していることから、当事者に共同研究開発契約締結の努力義務を課している。本条では「最大限」努力すると定めているが、これは、合理的に取り得る手段を最大限講じるという意味であり、当然のことながら、自社の利益に反する対応までを求めるものではない。」と追記。
3	NDAの際に秘密情報に定義された情報の取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> 秘密保持契約で秘密情報と定義されていた情報は本契約においても引き続き秘密情報として取り扱う（受領者は秘密保持義務等を負う）ことを条文及び解説に追記。
4	知財も不透明な中、争ったら契約解除される条項の取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> 「解除」の条項において、不争条項を削除。
5	COC条項での、解除事由の範囲設定（企業提携による経営権の移動を含むのは稀）	<ul style="list-style-type: none"> 「合併、株式交換、株式移転、会社分割、事業譲渡または株主が全議決権の●分の1を超えて変動した場合など、支配権に実質的な変動があった場合」と修正。
6	契約期間を短く区切る必要性	<ul style="list-style-type: none"> 本契約の終期について、原案は①6ヶ月経過時又は②3条3項の確認完了日までとしていたが、①を削除し、②の設定のみとした。

(3)共同研究開発契約

本契約書で改定すべきとされた主なポイントは、以下の通り：

論点		改定における対応方針
1	譲渡価格を無償から有償に変更する可能性	<ul style="list-style-type: none"> 無償を維持しつつ、金額を固定しない優先交渉権の設定の方が安全である旨を解説に記載。
2	甲乙の通知義務に関する複数条項でのオーバーラップ	<ul style="list-style-type: none"> 「非保証」の条項から該当条項を削除して、「第三者との間の紛争」にて、通知に関する義務を設定。
3	NDA, PoCにおける秘密情報の定義と、共同研究開発契約の秘密情報の定義の関係性	<ul style="list-style-type: none"> PoC契約で秘密情報と定義されていた情報を本契約においても引き続き秘密情報として取り扱う（受領者は秘密保持義務等を負う）旨を明記する必要がある。 秘密情報の一部である素材については、新たに「素材の取り扱い」という条項を設けて、使用目的を規定する必要がある。
4	素材を開示する場合、素材移転契約を締結する必要	<ul style="list-style-type: none"> 「素材の取り扱い」という条項を新設した。

5	知財も不透明な中、争ったら契約解除される条項の取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> 「解除」の条項において、不争条項を削除。
---	-----------------------------	--

(4) ライセンス契約

本契約書で改定すべきとされた主なポイントは、以下の通り：

論点		改定における対応方針
1	「子会社または関連会社」の範囲設定の具体化	<ul style="list-style-type: none"> <u>子会社や関連会社を包摂する概念である「関係会社」を用いて、条項上で、「関連会社」を「関係会社」に修正、その会社を別紙で特定する方針に変更。</u>
2	非保証とするか『知る限り権利侵害はない』旨の保証をデフォルトとするか	<ul style="list-style-type: none"> 条項自体は非保証を維持しつつ、解説にて下記の通り追記することで、「非保証とすべき」感を和らげ、<u>「無限定な保証は避けるべき」という論調にしたうえで、限定的な保証に落ち着くことはありうるというニュアンスを出す方針を採用。</u>

2. AI 編の改訂ポイント

(1) 秘密保持契約 (NDA)

本契約書で改定すべきとされた主なポイントは、以下の通り：

論点		改定における対応方針
1	無償アセスメントと有償アセスメントを切り分ける必要	<ul style="list-style-type: none"> 解説にて、<u>無償のアセスメントはスタートアップの実作業をほとんど必要としないものに限定される点、また検討・実作業を伴うアセスメントは当然有償となるため、本想定事例においては、当該アセスメントは PoC と合わせて有償にて行うことを想定している点を追記。</u>
2	スタートアップが保有している姿勢推定モデルの内容	<ul style="list-style-type: none"> 想定事例について、①姿勢推定モデルにて対象者の姿勢をまず推定し、②次に当該推定結果を状態推定モデルで処理をして姿勢を評価するという流れとする。②の状態推定モデルは、もともと X 社が保有していた幼児用安全確保領域におけるモデルをベースに Y 社から提供を受けるデータにより学習することで生成されることとすると設定。

(2) 技術検証 (PoC) 契約

本契約書で改定すべきとされた主なポイントは、以下の通り：

論点	改定における対応方針
----	------------

1	無償アセスメントと有償アセスメントを切り分ける必要	<ul style="list-style-type: none"> • PoC 契約の冒頭に<u>有償アセスメントの必要性を強調する交渉シーンを追加。</u> • 想定事例にて、<u>有償アセスメント作業を追加。</u>
---	---------------------------	---

(3)共同研究開発契約

本契約書で改定すべきとされた主なポイントは、以下の通り：

論点		改定における対応方針
1	カスタマイズモデルの権利帰属の交渉	<ul style="list-style-type: none"> • 事例設定について、①スタートアップは本事例に流用できる可能性のある状態推定モデル（幼児用）を保有、PoCにより②<u>単純に学習を行うだけではなく、もともとX社が保有している状態推定モデル（幼児用）の層構造自体を変更し、③かつ、幼児分野にも介護分野にも共通して利用できる汎用的なモデルではなく、介護領域に特化したモデルにすることで、より高精度な出力が可能であることが判明した事例に変更。</u>
2	スタートアップが破産した場合のAIモデルの取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> • スタートアップに経済的不安が生じた場合には、事業会社は、<u>スタートアップから研究成果に係る知的財産権の無償譲渡を受けられる旨を条項及び解説に追記。</u>
3	事業会社によるOSS採用に関する選択権の保持の必要性	<ul style="list-style-type: none"> • <u>事業会社のOSSに関する選択権に関する条項を削除。</u>
4	OSS以外についての保証の有無に関する解説を追記する必要	<ul style="list-style-type: none"> • <u>利用契約における「非保証」条項と同内容の条項を記載。</u>
5	学習用データセットを開示する義務の設定について	<ul style="list-style-type: none"> • 解説にて、「<u>学習用データセット内にスタートアップ側が秘匿すべきノウハウが含まれていることを前提に、本条第1項では、スタートアップが、ノウハウが集約された本学習用データセットを事業会社に対して開示等する義務を負わないことを明記した。ただし、先述のように、全てのケースにおいて学習用データセットの秘匿性が高い訳ではない。そのような秘匿性がない場合にはスタートアップが事業会社に対して学習用データセットを開示することもある</u>」と追記。

(4)利用契約

本契約書で改定すべきとされた主なポイントは、以下の通り：

論点	改定における対応方針
----	------------

1	事業会社による OSS 採用に関する選択権の保持の必要性	<ul style="list-style-type: none"> • 「OSS の利用」に関する条項を削除。
2	追加学習に関する費用を利用料と別途設ける必要	<ul style="list-style-type: none"> • <u>追加学習はサービスとして残しつつ、当該追加学習サービスに関する料金はサービス利用料に含まれているとした。</u> • <u>追加学習サービスの内容を、下記の通り修正。</u> <ol style="list-style-type: none"> ①追加学習の頻度・方法については X 社の裁量に委ねる ②追加学習により精度に変化が生じる可能性があることについて Y 社は了解する。 ③追加学習のために Y 社提供データを X 社は自由に利用することができる。